

諮問日：平成28年3月10日（平成27年度（情）諮問第10号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（情）答申第12号）

件名：東京地方裁判所立川支部長が東京地方裁判所に送付している支部の状況報告に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「東京地裁立川支部長が東京地裁本庁に定期的に送付している，支部の状況報告に関する書面（最後に作成されたもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が，本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，結論において妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，原判断庁が平成27年10月28日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は，理由説明書によれば，以下のとおりである。

#### 1 本件開示申出文書の特定について

本件開示申出に係る申出書に記載された本件開示申出文書についての文言からは，定期の報告書全般を対象とする内容とも考えられるが，原判断庁において苦情申出人に確認したところを踏まえると，本件開示申出文書とは，単に支部長名義や支部長の決裁を経た定例報告書を指すのではなく，支部の状況につ

いて支部長の認識を東京地方裁判所に報告する目的で作成される定例報告書を指すものと考えられ、通達等に基づき定型的に作成されて東京地方裁判所に送付される事件統計報告その他の事務的な定例報告書はこれに該当しないものと考えられることができる。

そこで、本件苦情申出の後、原判断庁に照会した結果、本件開示申出文書に該当する余地のある文書として、幹部連絡会の報告資料（以下「文書1」という。）及び裁判官会議終了後に行われる概況説明の資料（以下「文書2」という。）が作成されていたことを確認したことから、これらが開示対象となる。

## 2 原判断の当否について

(1) 文書1は、月に一度行われる幹部連絡会において、支部長が所長に対して支部の状況を口頭報告する際に使用する補助資料である。幹部連絡会は、通達等に関根拠がある会合ではないが、所長、所長代行者（立川支部長を含む。）、首席書記官、次席書記官、事務局長、東京簡易裁判所事務部長及び同首席書記官が参加し、各部署の懸案事項、事務処理態勢やその運用状況及び行事予定等の現状を情報共有するために行われている連絡会としての会合であり、この会合で組織として意思決定を行うものではない。

文書2は、所長や支部長らが出席する裁判官会議終了後、出席者らが参加し、各部署から口頭で行われる概況説明の際に使用する補助資料である。この説明は、通達等にその実施について定めがあるものではないが、定例裁判官会議後、必ず行われている説明である。参加者は、定例裁判官会議出席者と同様、所長、所長代行者（立川支部長を含む。）、判事、判事の権限を有する判事補、判事の権限を有しない判事補、事務局長、首席書記官、東京第一検察審査会事務局長、総務課長及び総務課庶務第一係長であり、同人らが各部署の事件動向等について情報共有し、庁全体の現状を把握するために行われる連絡会としての会合であり、この会合で組織としての意思決定を行うものではない。

(2) 苦情申出を受けて原判断庁に確認したところ、いずれの文書も本件開示申出時において既に廃棄済みとのことであったが、いずれの文書も口頭報告を補助するために使用するものであり、報告後はそれらを保有しておく必要はなく、随時廃棄の取扱いとされていることが不合理とはいえないから、不開示とした原判断は、結論において相当である。ただし、いずれの文書も、作成者個人の便宜のためではなく参加者に口頭説明の内容を正確に伝達するために作成されたものであること、支部長の指示により職員が作成等をしたこと、組織を通じて参加者に配布されたことを確認することができ、また、支部長の指示により作成され、組織を通じて参加者に配布されたことからすると作成者個人の判断で処分できるものではないと考えられることから、組織共用性が認められ、司法行政文書に該当するため、「廃棄済みである」ことを理由として不開示の判断をすべきであったと考える。

(3) もっとも、文書1及び文書2は、口頭による報告又は説明だけではその内容を正確に伝達することが困難であることから、報告又は説明を補助・担保するものとして作成され、各参加者に配布されるものであり、会議又は説明終了後に組織として保有することを予定していたものではない。実際に、庶務を担当する東京地方裁判所総務課庶務第一係及び同立川支部庶務第一課のいずれにおいても、組織として保有する必要がないものとして廃棄しており、これらを保有してはいない。また、参加者についても会議又は説明終了後、個人の手持ち資料として各自持ち帰って執務の参考等とすることがあるが、文書1及び文書2の保有又は処分については、あくまでも参加者個人の自由な判断に委ねられており、組織共用性のある状態で保有されていない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

- ③ 同年4月25日 審議
- ④ 同年5月30日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を収受
- ⑤ 同年6月1日 審議
- ⑥ 同月22日 審議
- ⑦ 同年8月29日 審議
- ⑧ 同年9月30日 審議
- ⑨ 同年10月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 原判断の不開示の理由等について

本件開示申出に対し、原判断庁は、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした。その理由は、最高裁判所事務総長の説明によれば、本件開示申出文書に該当すると考えられる文書は、いずれも口頭報告を補助するものとして使用され、管理保存も転用もすることなく随時廃棄されていることから、組織共用性は認められず、司法行政文書に該当しないと判断したためであるとのことである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書に該当する文書として文書1及び文書2を特定し、これらは司法行政文書に該当するとした上で、原判断庁によればこれらはいずれも廃棄済みであるというのであるから、原判断は、本件開示申出文書が存在せず不開示とするとの結論においては相当であるが、その理由については、「廃棄済みである」ことに変更すべきであるとする。

### 2 文書の特定の当否について

最高裁判所事務総長の説明によれば、文書1は、月に一度行われる幹部連絡会において、支部長が所長に対し支部の状況を口頭報告する際に使用する補助資料であり、また、文書2は、所長や支部長らが出席する定例裁判官会議の終了後、その出席者らが参加し、各部署から口頭で行われる概況説明の際に使用

する補助資料であるとのことである。

上記説明によれば、文書1及び文書2は、東京地方裁判所で定期的開催される幹部連絡会又は裁判官会議後の概況説明において支部の状況を報告するために、立川支部長が東京地方裁判所に提供している書面であるということができ、これらが司法行政文書に該当することを前提として本件開示申出文書に該当するものとした最高裁判所事務総長の説明は、不合理ではない。

そこで、文書1及び文書2の司法行政文書該当性について検討する。

### 3 司法行政文書該当性について

(1) 文書1及び文書2に関する最高裁判所事務総長の説明は、次のとおりである。

文書1は、東京地方裁判所の各部署の懸案事項、事務処理態勢やその運用状況及び行事予定等の現状を情報共有するために行われている連絡会としての会合である幹部連絡会において配布される報告資料であり、口頭による方法だけでは正確に報告を伝達することは困難であることから、それを補助・担保する手段として利用している。

文書2は、定例裁判官会議後に、同会議の出席者が参加して、各部署の事件動向等について情報共有し、庁全体の現状を把握するために行われる連絡会としての会合である説明において配布される説明資料であり、文書1と同様に、口頭による説明を補助・担保する手段として利用している。

いずれの会合も、その実施について通達等の定めはなく、そこで組織としての意思決定を行うものではない。

文書1及び文書2は、作成者である立川支部長個人の便宜のためでなく、参加者に口頭説明の内容を正確に伝達するために作成されたものであり、立川支部長の指示により職員が作成するなどし、組織を通じて参加者に配布されたものである。

文書1及び文書2は、いずれも会議又は説明の終了後に組織として保有す

ることを予定していたものではなく、庶務を担当する部署では、終了後に廃棄をし、参加者は、手持ち資料として持ち帰ることはあっても、その保有又は処分については、参加者個人の自由な判断に委ねられている。

- (2) 取扱要綱における司法行政文書とは、その記第1において「裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した文書（中略）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。」と定められ、「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、裁判所の組織において、業務上必要なものとして、利用し、又は保存している状態のものを意味すると解するのが相当である。そして、作成又は取得をされた文書が、どのような状態であれば組織的に用いるものであるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

そこで、上記(1)の説明について検討する。

- (3) 上記(1)の説明によれば、文書1及び文書2が配布される幹部連絡会又は概況説明は、通達等に開催根拠があるものではないが、幹部連絡会は、所長を始めとする幹部職員が、概況説明は、裁判官会議の出席者が、それぞれ参加して行われるものとのことである。また、文書1及び文書2は、いずれも立川支部長による報告又は説明に当たり、他の参加者の理解を助けるために、報告又は説明の補助的資料として参加者に対して配布されるものであって、その作成に当たっては、立川支部長の指示により職員が行っており、配布も組織を通じて行われているとのことである。

上記の説明を踏まえると、文書1及び文書2については、その作成や利用の状況に照らして、作成から配布に至る段階においては組織的に用いるものであったといわざるを得ず、その意味で、司法行政文書に該当するというべきである。この点について、原判断庁は、管理保存も転用もすることなく随

時廃棄されるものであるから、組織共用性がないと判断したようであるが、後の保存等の形態のみをもって、組織共用性を否定することはできないといわざるを得ないから、上記判断は相当でない。

- (4) もっとも、上記(1)の説明によれば、資料の配布等の庶務を担当する部署では文書1及び文書2のいずれについても会議又は説明の終了後に廃棄をしたというのであるところ、上記(1)のとおり、幹部連絡会及び概況説明が、いずれも通達等を開催根拠がなく、組織的意思決定を予定していないものであることからすれば、文書1及び文書2について、そのように取り扱っていることは合理的である。したがって、当該部署において保有していた文書1及び文書2は、いずれも廃棄済みであると認められる。

また、上記(1)の説明によれば、文書1及び文書2の配布を受けた参加者は、手持ち資料として持ち帰ることはあっても、その保有又は処分については、参加者個人の自由な判断に委ねられていたというのであり、上記のとおり幹部連絡会及び概況説明の性質に照らせば、当該説明も合理的であるといえるから、参加者が本件開示申出の時点で文書1又は文書2を保有していたとしても、それは、東京地方裁判所が組織的に用いるものとして保有しているものではなく、司法行政文書を保有していることにはならないことは明らかである。

- (5) したがって、東京地方裁判所においては、本件開示申出の時点で、本件開示申出文書に該当する司法行政文書は保有していなかったと認められる。

#### 4 結論

以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、東京地方裁判所において、これを司法行政文書として保有していないと認められるので、結論において妥当であると判断した。

委 員 長            高   橋            滋

委       員            久   保            潔

委       員            門   口   正   人